

第1章 au ポイントプログラム

第1条 (au ポイントプログラム)

- au ポイントプログラム（以下、本章において「本プログラム」といいます）とは、KDDI 株式会社（以下、本章において「KDDI」といいます）および沖縄セルラー電話株式会社（以下、KDDI と併せて「当社」といいます）が、au ポイントプログラム利用規約（以下「本規約」といいます）に従って、本プログラムの対象者（以下、本章において「会員」といいます）に対し、本規約に定める WALLET ポイントまたは Ponta ポイント（以下、併せて本章において「ポイント」といいます）およびその他特典を提供するプログラムです。
- 本プログラムは、本規約の他、当社が別途定める諸条件（以下、本章において「個別条件」といいます）と個別条件とを併せて以下「本プログラム提供条件」といいます）に基づき実施、運営されます。なお、本規約の内容と個別条件の内容が矛盾する場合は、個別条件の内容が優先するものとします。

第2条 (会員)

- 本章において会員とは、KDDI が別途定める「ID 利用規約」に定める au ID 会員（ただし、法人の au ID 会員を除きます）をいいます。
- 前項に該当する方であっても、再販事業を目的として当社の au 通信サービス、インターネット接続サービスまたは電気サービスを第三者に使用させている場合については、本プログラムの会員にはなれません。この場合において、当社は、本章第 8 条に基づき当該 au ID 会員を本プログラムから退会させることがあります。
- 会員は、本プログラム提供条件を遵守するものとします。

第3条 (ポイントの付与・保有)

- ポイント付与特典
当社は、別途当社の指定する条件に該当する会員に対して、Ponta ポイントを付与（当社とポイント交換の提携をしている会社が付与するポイントを、本プログラムの Ponta ポイントへ交換することを含みます）することができます。この場合の付与条件等は、本プログラム提供条件の他、別途当社または当社と

ポイント付与に係る協業をしている会社・ポイント交換の提携先が運営するサービスの Web サイト等に記載します。

2. ポイントの付与方法・保有上限

- 2.1. 前条に基づく Ponta ポイントは、KDDI が「ID 利用規約」に基づき、会員に別途発行・付与する au ID 毎に付与されます。
- 2.2. 会員が保有できるポイント数に上限はありません。（ただし、本条 10 に定める au 端末購入特典ポイントその他の個別条件に定めるポイントについては上限があります。）

3. ポイント付与の取消

当社または第三者のシステムの障害等、会員による不正、その他当社が別途定める取消基準に該当した場合は、当社は、会員に付与したポイントを取り消すことができるものとします。

4. ポイントの有効期間

- 4.1. ポイントの利用が可能となる日から、当該ポイントが失効する日までの期間（以下、本章において「有効期間」といいます）は、付与されるポイントごとに、当社または当社とポイント付与に係る協業をしている会社が運営するサービスの Web サイト等で通知します。ただし、特段の通知がない場合、当該ポイントの有効期間は、ポイントの種別に応じ、次の各号に定めるとおりとします。

- (1) 2020 年 5 月 21 日までに付与された WALLET ポイントの有効期間は、当該ポイントが付与された月から数えて 48 か月経過後の月末までとします。
- (2) 本規約に基づき付与された Ponta ポイントのうち、本条 11.1 に基づく ID 連携により同項に定める共通ポイント（Ponta ポイント）への交換が行われていないポイントの有効期間は、当該ポイントが付与された日より、当該ポイントが最後に付与された月または最後に利用された月のいずれか遅い方から数えて 12 か月経過後の月末までとします。ただし、当社が別途指定する条件に基づき付与されたポイント（以下「継続発生ポイント」といいます）の有効期間は、継続発生ポイントの付与または利用状況にかかわらず、当該ポイントの有効期間中に継続発生ポイント以外の Ponta ポイントの本規約に基づく付与または利用がされない限り、継続発生ポイントが初めて付与された月（本条 4.2 に基づきポイントが全て失効した時点以降に初めて継続発生ポイントが付与された月も同様とします。）から数えて 12 か月経過後の月末までとします。
- (3) 前各号に定めるものを除き、本条 11.1 に基づく ID 連携により交換された同項に定める共通ポイント（Ponta ポイント）の有効期間は、株式会社ロイヤリティマーケティングが定める「Ponta 会員規約」に従うものとします。ただし、継続発生ポイントの有効期間は、継続発生ポイントの付与または利用状況にかかわらず、当該ポイントの有効期間中に継続発生ポイント以外の共通ポイント（Ponta ポイント）の積立または利用・交換がされない限り、継続発生ポ

イントが初めて付与された日（本条 4.2 に基づきポイントが全て失効した時点以降に初めて継続発生ポイントが付与された日も同様とします。）から数えて 1 年経過後の日までとします。

4.2. 本条 4.1 各号のいずれかの有効期間を満了したポイントは自動的に失効します。また第 2 号または第 3 号の有効期間を満了した場合、当該満了時点で累積していた Ponta ポイント又は共通ポイント（Ponta ポイント）は、その種別を問わず全てが失効します。これらの場合において、当社は、失効したポイントに対して何らの補償も行いません。

5. ポイントの照会

会員は、当社所定のホームページ、音声情報サービスまたは当社のカスタマサービスセンターへ問い合わせることにより、自己が保有しているポイント数を照会することができます。

6. ポイントの譲渡等

6.1. 会員が当社の au 通信サービスもしくはインターネット接続サービスに係る回線の利用権または電気サービスに係る契約上の地位を第三者に譲渡または承継した場合で、譲渡または承継の前後で au ID に変更がない場合、会員が保有するポイントについても当該第三者に移行することとします。au ID に変更がある場合、当該譲渡または承継した時点で、会員が保有するポイントは失効するものとします。

6.2. 会員は、本条 6.1 に定める以外に、ポイントおよび本プログラムに係る権利を、第三者に譲渡、貸与、質入れし、または担保に供することはできません。

7. au ID の統合

7.1. 本条 2.1 の定めにかかわらず、会員が、複数の au ID を有する場合において、「ID 利用規約」に従っていざれか 1 つの au ID（以下「統合 au ID」といいます。）を選定し、統合 au ID に他の au ID（以下「被統合 au ID」といいます。）に登録されている通信サービスの利用に係る契約を登録したときは、登録後、統合 au ID にのみポイントが付与され、被統合 au ID にはポイントは付与されません。

7.2. 前項に定める登録の前に被統合 au ID に付与されたポイントは、統合 au ID に引き継がれるものとします。

8. ポイントの贈与

8.1. 会員は、当社所定の WEB ページから申込みすることで、同一請求グループ内の異なる au ID に対してポイントを贈ることができます。贈るポイントの有効期間は、当該ポイントが WALLET ポイントであるときは、本条 4.1 の定めにかかわらず WALLET ポイントを贈った後も変更なく引き継がれるものとし、当該ポイントが Ponta ポイントであるときは、贈った時点で新たな Ponta ポイントが付与されたものとみなし、本条 4.1 の定めに従うものとします。

8.2. 申込み後のキャンセルはできません。

9. au ポイントからの交換

9.1. 会員は、当社所定の WEB ページから申込みすることで、同一請求グループ内の au ポイントを

Ponta ポイントに交換することができます。交換レートは、au ポイント 1.2 ポイントあたり Ponta ポイント 1 ポイントとなり、交換後の Ponta ポイントの有効期間は、当該交換時に新たな Ponta ポイントが付与されたものとみなし、本条 4.1 の定めに従うものとします。

9.2. 交換後のキャンセルはできません。

9.3. 会員が未成年の場合は、本条 9.1 に基づくポイントの交換のお申込みができません。

10. ポイントの活性化

回線非登録 ID の会員が一定の条件を満たした場合に付与される au 端末購入特典ポイントを利用するには、当社または当社とポイント付与に係る協業をしている会社が運営するサービスの Web サイト等で通知した期間（以下「活性化期間」といいます）に、当社所定の条件を満たす au 通信サービスの利用に係る契約を締結し、かつ、回線非登録 ID を回線登録 ID に移行する KDDI 所定の手続き（以下「au ID 移行手続き」といいます）を行う必要があります。

11. 共通ポイント（Ponta ポイント）への交換

11.1. 会員が当社および株式会社ロイヤリティマーケティングが定める「au ID/Ponta 会員 ID 連携規約」に基づき当該規約に定める ID 連携を行った場合、本規約に基づき当該会員に付与されたポイントは、第 2 章に定める Ponta ポイント(au PAY マーケット限定)を除き、すべて株式会社ロイヤリティマーケティングが定める「Ponta 会員規約」に基づく Ponta ポイント（以下「共通ポイント（Ponta ポイント）」といいます）に、1 対 1 の割合で交換されます。

11.2. 会員が前項に基づく ID 連携を行った場合、当該会員に付与されるポイントは、第 2 章に定める Ponta ポイント(au PAY マーケット限定)を除き、共通ポイント（Ponta ポイント）とします。

11.3. 会員が本条 11.1 に基づく ID 連携を行った場合の共通ポイント（Ponta ポイント）の取扱いについては、本規約に別段の定めがある場合を除き、当社および株式会社ロイヤリティマーケティングが定める「au ID/Ponta 会員 ID 連携規約」または株式会社ロイヤリティマーケティングが定める「Ponta 会員規約」の定めが適用されるものとします。

第 4 条（ポイント利用）

1. ポイントの利用単位

会員は、別途当社の定める利用単位にてポイントを利用することができます。

2. ポイントの利用対象

会員は、以下に定める代金、特典商品との交換等に対して、ポイントを利用することができます。この場合の詳細の条件（ポイントの換算率に関する条件、利用できる会員の条件、利用できるポイントの条件、利用できる店舗・サービス・サイト等に関する条件、当社が本規約とは別に定めるauポイントプログラム（KDDI）利用規約に基づいて提供するauポイントとの併用条件（併用の可否、充当順位等）等）については、ポイント利用時に表示される画面、当社所定のホームページ、その他当社が定める方法で提示される条件によるものとします。なお、会員は、ポイントの利用の申込を撤回することはできないものとします。

会員が、本章第3条11に基づき、当社および株式会社ロイヤリティマーケティングが定める「au ID/Ponta会員ID連携規約」に基づき当該規約に定めるID連携を行った場合、株式会社ロイヤリティマーケティングが定める「Ponta会員規約」に定めるほか、当該会員が保有する共通ポイント（Pontaポイント）を、以下に定める代金、特典商品との交換等に対して利用することができます。なお、本章に基づき付与されるPontaポイントのうち、当該ID連携により共通ポイント（Pontaポイント）への交換が行われていないものは、以下に定める代金、特典商品との交換等に対してのみ利用することができます。

- au携帯電話の機器代金
- 故障時の有償修理代金
- 電池パック、共通ACアダプタ等の購入代金
- フルサポート解除料
- auかんたん決済利用代金
- 特典商品との交換（交換できる特典商品は、会員の利用するサービスの種類によって異なる場合があります）
- 別途当社が定める提携ポイントへの交換
- その他、別途当社が定める商品、サービス等

3. ポイントの利用申込

会員は、auショップ等の窓口その他当社の別途定める方法および条件に従って、ポイントの利用を当社に申し込むものとします。

4. 特典商品等

当社は、会員がポイントを利用して得た物品・サービス等に対して、如何なる責任も負わないものとします。

5. ポイント利用申込後の会員資格喪失による当選の無効化
特典商品の発送前に、会員が会員資格を失った場合には、当社は当該特典商品または当選品を会員にお届けすることができず、会員による特典商品との交換が無効になる場合があります。
6. ポイントを利用した取引のキャンセル時の取扱い
当社は、会員の責に帰すべき事由によらざる事由により、ポイントを利用した取引がキャンセルになった場合、利用したポイントについて、当該取引の相手方が会員に補償等を行ったときを除き、当社の別途定める方法によりポイントを会員に返還し、ポイントに相当する額を現金にて返金し、または別の商品に交換する等の対処を行うことがあります。
7. ポイントの停止について
会員が当社に対する料金等の支払いを遅延していることが判明した場合等、当社の判断で、会員によるポイント利用を停止することがあります。
8. au 電話料金への充当
 - 8.1. au PAY カードまたは、au PAY クレジットカードを保有する会員は、当社所定の WEB ページから申込みすることで、指定した au 回線の請求金額に対して当社が指定した期間で充当することができます。充当は、申込み月の翌月の請求金額より適用されます。
 - 8.2. 充当する月の請求金額が充当金額を下回った場合、充当しなかった金額相当の繰り越しや返金等は行いません。
 - 8.3. 申込み後のキャンセルおよび解約はできません。
 - 8.4. その他の詳細条件については、申込み時に表示される画面、その他当社が定める方法で提示される条件によるものとします。

第 5 条（ポイントメルマガ）

1. ポイントメルマガによる情報提供
当社は、当社所定の配信登録を行った会員（以下、本章において「メルマガ会員」といいます）に対して、隨時、ポイントのプレゼントキャンペーン、ポイントの交換特典の拡大情報、会員向けの特典情報等を記載したメルマガジン（以下、本章において「メルマガ」といいます）を配信します。
2. メルマガ運用条件等
メルマガの配信に関する条件等は、以下の各号に定めるとおりとします。
 - (1) メルマガの配信先は、メルマガ会員の au 回線に紐づく当社が別途指定するドメインに配信します。

(2) メルマガ会員がメルマガの配信停止を希望する場合は、当社所定の配信停止手続きを行うものとします。

(3) メルマガ会員は、メルマガに記載された各種情報を自己の責任で利用するものとし、その結果についても自らが責任を負うものとします。

(4) メルマガの受信に係る通信料についてはメルマガ会員の負担となります。

第6条（入会金、年会費）

本プログラムの入会金や年会費は無料とします。

第7条（会員情報の取り扱い）

当社が本プログラムの提供にあたり取得する会員の情報（以下「会員情報」といいます）およびその利用目的については、当社の定める「プライバシーポリシー」および「個人情報取扱共通規約」に従うものとします。

第8条（会員の資格の喪失）

会員が以下のいずれかに該当する場合、会員資格を失います。また、会員が会員資格を失った場合、その時点で会員が保有していたポイントは全て失効するものとします。

- ・ 入会時に虚偽の内容を申告した場合
- ・ au 通信サービス、インターネット接続サービスおよび電気サービスの料金の支払を、支払期限までに行わなかった場合
- ・ 本規約等に違反した場合等、当社が会員として不適格であると判断した場合

第9条（本プログラムの変更および終了等）

1. 当社は、必要と認めたときには、当社の指定する Web サイトに掲載することにより、本プログラムの内容または本プログラム提供条件を変更することができます。この場合、当社は、変更後の本プログラム提供条件を適用するものとします。

2. 本プログラムは、事前の通知または周知を行うことにより、その一部またはすべてを停止または終了することがあります。ただし、当社は、事前に通知または周知することなく、保守作業、システム復旧、停電や天災などの不可抗力、またはその他のやむをえない理由により本プログラムの提供を中止または中断することがあります。
3. 当社は、本規約の変更が合理的に必要となった場合、本規約を変更することができます。この場合、本プログラムの内容または本プログラム提供条件は、変更後の本規約によります。なお、当社は、変更後の本規約およびその効力発生時期を、当社所定の Web サイト等において周知するものとし、変更後の本規約は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとします。

第 10 条（法令に規定する事項）

本プログラムの提供または利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

第 11 条（準拠法）

本プログラムに関する準拠法は、日本国法とします。

第 2 章 Ponta ポイント(au PAY マーケット限定)プログラム

第 1 条（Ponta ポイント(au PAY マーケット限定)プログラム）

1. Ponta ポイント(au PAY マーケット限定)プログラム（以下、本章において「本プログラム」といいます）とは、KDDI 株式会社（以下、本章において「KDDI」といいます）が、本規約に従って、本プログラムの対象者（以下、本章において「会員」といいます）に対し、Ponta ポイント(au PAY マーケット限定)（以下、本章において「Ponta ポイント(au PAY マーケット限定)」といいます）およびその他特典を提供するプログラムです。
2. 本プログラムは、本規約の他、KDDI が別途定める諸条件（以下、本章において「個別条件」といい、本規約と個別条件とを併せて以下「本プログラム提供条件」といいます）に基づき実施、運営されます。なお、本規約の内容と個別条件の内容が矛盾する場合は、個別条件の内容が優先するものとします。

第2条（会員）

1. 本章において会員とは、KDDI が別途定める「ID 利用規約」に定める au ID 会員（ただし、法人の ID 会員を除きます）をいいます。
2. 前項各号のいずれか一つ以上に該当する方であっても、再販事業を目的として当社の au 通信サービス、インターネット接続サービスまたは電気サービスを第三者に使用させている場合については、本プログラムの会員にはなれません。この場合において、KDDI は、本章第 8 条に基づき当該 au ID 会員を本プログラムから退会させることができます。
3. 会員は、本プログラム提供条件を遵守するものとします。

第3条（Ponta ポイント（au PAY マーケット限定）の付与・保有）

1. Ponta ポイント（au PAY マーケット限定）付与特典

Ponta ポイント（au PAY マーケット限定）の付与条件は、本プログラム提供条件の他、別途 KDDI または KDDI と Ponta ポイント（au PAY マーケット限定）の付与に係る協業をしている会社が運営するサービスの Web サイト等に記載します。

2. Ponta ポイント（au PAY マーケット限定）の付与方法・保有上限

2.1. Ponta ポイント（au PAY マーケット限定）は、KDDI が「ID 利用規約」に基づき、会員に別途発行・付与する au ID 毎に付与されます。

2.2. 会員が保有できる Ponta ポイント（au PAY マーケット限定）の数に上限はありません。

3. Ponta ポイント（au PAY マーケット限定）付与の取消

KDDI または第三者のシステムの障害等、会員による不正、その他 KDDI が別途定める取消基準に該当した場合は、KDDI は、会員に付与した Ponta ポイント（au PAY マーケット限定）を取り消すことができるものとします。

4. Ponta ポイント（au PAY マーケット限定）の有効期間

4.1. Ponta ポイント（au PAY マーケット限定）の利用が可能となる日から、当該ポイントが失効する日までの期間（以下、本章において「有効期間」といいます）は、付与される Ponta ポイント（au PAY マーケット限定）ごとに、KDDI または KDDI とポイント付与に係る協業をしている会社が運営するサービスの Web サイト等で通知します。ただし、特段の通知がない場合、当該ポイントの有効期間は、当該ポイントが付与された月から数えて 12 か月経過後の月末までとします。

4.2. 有効期間を満了した Ponta ポイント(au PAY マーケット限定)は自動的に失効します。KDDI は、失効した Ponta ポイント(au PAY マーケット限定)に対して何らの補償も行いません。

5. Ponta ポイント(au PAY マーケット限定)の照会

会員は、KDDI 所定のホームページより、自己が保有しているポイント数を照会することができます。

6. Ponta ポイント(au PAY マーケット限定)の譲渡等

会員は、Ponta ポイント(au PAY マーケット限定)および本プログラムに係る権利を、第三者に譲渡、貸与、質入れし、または担保に供することはできません。

7. au ID の統合

7.1. 本条 2.1 の定めにかかわらず、会員が、複数の au ID を有する場合において、「ID 利用規約」に従っていざれか 1 つの au ID (以下、本章において「統合 au ID」といいます) を選定し、統合 au ID に他の au ID (以下、本章において「被統合 au ID」といいます) に登録されている通信サービスの利用に係る契約を登録したときは、登録後、統合 au ID にのみ Ponta ポイント(au PAY マーケット限定)が付与され、被統合 au ID には Ponta ポイント(au PAY マーケット限定)は付与されません。

7.2. 前項に定める登録の前に被統合 au ID に付与された Ponta ポイント(au PAY マーケット限定)は、統合 au ID に引き継がれるものとします。

8. WALLET ポイント (au Wowma!限定) からの引継ぎ

2020 年 5 月 20 日までに会員が KDDI から付与された「WALLET ポイント (au Wowma!限定)」は、2020 年 5 月 21 日をもって、当該ポイントの全部が Ponta ポイント(au PAY マーケット限定)に 1 対 1 の割合で転換され、本規約の定めるところに従い Ponta ポイント(au PAY マーケット限定)としてご利用頂けます。なお、本条 4 の定めにかかわらず、転換後の Ponta ポイント(au PAY マーケット限定)の有効期間は、WALLET ポイント (au Wowma!限定) の有効期間を引き継ぐものとします。

第 4 条 (Ponta ポイント(au PAY マーケット限定)の利用)

1. Ponta ポイント(au PAY マーケット限定)の利用単位

会員は、別途 KDDI の定める利用単位にて Ponta ポイント(au PAY マーケット限定)を利用することができます。

2. Ponta ポイント(au PAY マーケット限定)の利用対象

会員は、別途 KDDI が定める商品、サービス等の代金に対して、Ponta ポイント(au PAY マーケット限定)を利用することができます。この場合の詳細の条件 (Ponta ポイント(au PAY マーケット限定)の換算率に関する条件、利用できる会員の条件、利用できる Ponta ポイント(au PAY マーケット限定)の条件、利用できる店舗・サービス・サイト等に関する条件等) については、Ponta ポイント(au PAY マー

ケット限定)利用時に表示される画面、KDDI 所定のホームページ、その他 KDDI が定める方法で提示される条件によるものとします。なお、会員は、Ponta ポイント(au PAY マーケット限定)の利用の申込を撤回することはできないものとします。

3. Ponta ポイント(au PAY マーケット限定)の利用申込

会員は、au ショップ等の窓口その他 KDDI の別途定める方法および条件に従って、Ponta ポイント(au PAY マーケット限定)の利用を KDDI に申し込むものとします。

4. 商品、サービス等

KDDI は、会員が Ponta ポイント(au PAY マーケット限定)を利用して得た物品・サービス等に対して、如何なる責任も負わないものとします。

5. Ponta ポイント(au PAY マーケット限定)を利用した取引のキャンセル時の取扱い

KDDI は、会員の責に帰すべき事由によらざる事由により、Ponta ポイント(au PAY マーケット限定)を利用した取引がキャンセルになった場合、利用した Ponta ポイント(au PAY マーケット限定)について、当該取引の相手方が会員に補償等を行ったときを除き、KDDI の別途定める方法により Ponta ポイント(au PAY マーケット限定)を会員に返還し、または Ponta ポイント(au PAY マーケット限定)に相当する額を現金にて返金する等の対処を行うことがあります。

6. Ponta ポイント(au PAY マーケット限定)の停止について

会員が KDDI に対する料金等の支払いを遅延していることが判明した場合等、KDDI の判断で、会員によるポイント利用を停止することがあります。

第 5 条（メルマガ・アプリ通知等による情報提供）

1. メルマガによる情報提供

KDDI は、KDDI 所定の配信登録を行った会員（以下、本章において「メルマガ会員等」といいます）に対して、随時、Ponta ポイント(au PAY マーケット限定)のプレゼントキャンペーン、会員向けの特典情報等を記載したメールマガジン（以下、本章において「メルマガ」といいます）の配信、およびアプリでの通知をします。

2. 運用条件等

メルマガの配信等に関する条件等は、KDDI にて別途定めるとおりとします。

第 6 条（入会金、年会費）

本プログラムの入会金や年会費は無料とします。

第 7 条（会員情報の取り扱い）

KDDI が本プログラムの提供にあたり取得する会員の情報（以下、本章において「会員情報」といいます）およびその利用目的については、当社の定める「プライバシーポリシー」および「個人情報取扱共通規約」に従うものとします。

第 8 条（会員の資格の喪失）

会員が以下のいずれかに該当する場合、会員資格を失います。また、会員が会員資格を失った場合、その時点で会員が保有していた Ponta ポイント (au PAY マーケット限定)は全て失効するものとします。

- 入会時に虚偽の内容を申告した場合
- 本規約等に違反した場合等、KDDI が会員として不適格であると判断した場合

第 9 条（本プログラムの変更および終了等）

1. KDDI は、必要と認めたときには、KDDI の指定する Web サイトに掲載することにより、本プログラムの内容または本プログラム提供条件を変更することがあります。この場合、KDDI は、変更後の本プログラム提供条件を適用するものとします。
2. 本プログラムは、事前の通知または周知を行うことにより、その一部またはすべてを停止または終了することがあります。ただし、KDDI は、事前に通知または周知することなく、保守作業、システム復旧、停電や天災などの不可抗力、またはその他のやむをえない理由により本プログラムの提供を中止または中断することができます。
3. KDDI は、本規約の変更が合理的に必要となった場合、本規約を変更することができます。この場合、本プログラムの内容または本プログラム提供条件は、変更後の本規約によります。なお、KDDI は、変更後の本規約およびその効力発生時期を、KDDI 所定の Web サイト等において周知するものとし、変更後の本規約は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとします。

第 10 条（法令に規定する事項）

本プログラムの提供または利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

第 11 条（準拠法）

本プログラムに関する準拠法は、日本国法とします。

附則：本規約は 2014 年 8 月 27 日から実施します。

附則：本規約改訂は 2014 年 10 月 28 日から実施します。

附則：本規約改訂は 2015 年 4 月 1 日から実施します。

附則：本規約改訂は 2015 年 7 月 31 日から実施します。

附則：本規約は 2016 年 4 月 1 日から実施します。

附則：本規約は 2017 年 7 月 14 日から実施します。

ただし、会員のうち au STAR 規約に定める会員でない者に対し、2017 年 8 月から 2018 年 1 月までに付与するマンスリーポイントについては、なお従前のとおりとします。

附則：本規約は 2018 年 1 月 16 日から実施します。

ただし、第 2 章第 7 条について、2018 年 1 月 16 日以前に本プログラムに基づきポイントが付与されている会員が当社が別途定める「個人情報取扱共通規約」に同意するまでは、2018 年 1 月 15 日時点で適用されていた以下の内容を適用するものとします。

「第 7 条（会員情報の取り扱い）

1. 当社は、本プログラムの提供にあたり取得した会員の情報（以下「会員情報」といいます）については、当社の定める「プライバシーポリシー」に従って取り扱うものとします。
2. 当社は、前項に定めるほか、会員情報を会員に対するターゲティング広告の配信等のために利用することができるものとします。
3. 当社は、会員情報を個人が特定できない形式に加工した上で、第三者に提供することができるものとします。」

本規約は「au WALLET ポイントプログラム利用規約」から「ポイントプログラム利用規約」へ名称変更したものとします。

附則：本規約は 2019 年 6 月 24 日から実施します。

附則：本規約は2020年3月3日から実施します。

附則：本規約は2020年5月21日から実施します。

本規約は「ポイントプログラム利用規約」から「au ポイントプログラム利用規約」へ名称変更したものとします。

附則：本規約は2020年9月1日から実施します。